

ID: 284

担当部署: 建設課

処分の概要	特定優良賃貸住宅法による使用の許可			
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町営住宅条例 第47条			
例 規 番 号	平成17年条例第158号			

【根拠条文】

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又は口に掲げる者による町営住宅の使用)

第47条 町長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又は口に掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又は口に掲げる者に使用させることが必要であると認める場合においては、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅をこれらの者に使用させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日				
--------	-----	--	--	--	--

備考

設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年	 月	日	
-------	-----------	---------	---	-------	---	--